

「田辺市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」素案についてご意見をお聞かせください

問合せ 障害福祉室 (☎ 0739-26-4902)



障害福祉計画は、障害福祉サービス等の提供体制の整備方針等を定めた計画です。また、障害児福祉計画は、障害児サービス等の提供体制の整備方針等を定めた計画です。

今回の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、令和3年度～令和5年度の3年間の計画として策定します。素案は、下記で閲覧できるほか、ホームページにも掲載しています。

■意見募集期間
2月16日④「必着」

■提出方法 所定の様式（下記に設置）に住所・氏名・年齢をご記入の上、下記へ直接お持ちいただくか、郵送・FAX又はEメールで提出してください。ご意見の内容については、その理由もお書きください。

■提出できる方 次のいずれかに該当する方

- ◇市内に住所を有する方
- ◇市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ◇市内の事務所又は事業所に勤務する方

◇市内の学校に在学する方

◇前各号に掲げる方のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人又は法人その他の団体

■意見の公表 いただいたご意見等の概要及びこれに対する市の考え方についてホームページ等を通じて公表します。一人ひとりのご意見に対して市の考え方をお示しするものではありませんのでご了承ください。

■公表に当たっての個人情報取扱「田辺市個人情報保護条例」に基づき、個人情報取扱には十分注意し、個人が特定できるような内容は掲載しません。

☎ 障害福祉室（市民総合センター1階）
〒646-0028
高雄一丁目23-1
☎ 0739（26）4902
FAX 0739（25）3994
✉ shougafukushi@city.tanabe.lg.jp
http://www.city.tanabe.lg.jp/shougafukushi

◇各行政局 住民福祉課
☎ 15 ページ参照

田辺市斎場の使用料が変わります

問合せ 環境課 環境対策係 (☎ 0739-26-9927)



■使用料金表

区分		改定前	改定後 (令和3年4月1日～)
市内	12歳以上	10,000円	20,000円
	12歳未満	5,000円	10,000円
	死胎・死肢等	5,000円	5,000円
市外	12歳以上	50,000円	60,000円
	12歳未満	25,000円	30,000円
	死胎・死肢等	25,000円	25,000円

※「市内」とは、死亡者についてはその死亡時に住民基本台帳法の規定により、本市において記録されていた方（以下「市民」という。）である場合、死胎については、その父又は母が市民である場合、死肢については、その者が市民である場合その他規則で定める場合をいい、「市外」とはそれ以外の場合です。

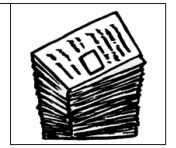
田辺市斎場条例の一部改正に伴い、令和3年4月1日から斎場使用料の一部を左表のとおり改定します。

なお、斎場使用料の改定は、市民生活への影響が大きいことから、所得状況に応じた新たな制度について検討中ですので、制度詳細が決まり次第、お知らせします。



第2次田辺市総合計画「後期基本計画」の策定に向けてご協力ください

問合せ 企画広報課 企画調整係 (☎ 0739-26-9963)



現在、「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」をまちの将来像とする第2次田辺市総合計画（計画期間：平成29年度～令和8年度）に基づき、一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくりを進めています。

総合計画は、10年間のまちづくりの指針となる「基本構想」と、5年間の具体的な施策の内容を示した「基本計画」で構成しています。令和3年度で前期基本計画の計画期間が終了することから、令和4年度～令和8年度を計画期間とする後期基本計画を策定します。

アンケートにご協力ください

市民の皆さんからご意見をいただき、より良い計画づくりを進めていきたいと考えています。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、アンケート調査にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。なお、無記名で回答いただけるため、個人は特定されません。

■実施期間
2月1日④～2月28日④

■実施方法

◇郵送アンケート
15歳以上の男女それぞれ1割の方を無作為に選ばせていただき、該当される方に郵送でお送りします。返信用封筒を同封しますので、ご記入いただいたアンケートを封筒に入れ、切手を貼らずにそのまま郵便ポストへ投函してください。（WEBアンケートで回答いただいてもかまいません。）

◇WEBアンケート
今回はより多くの市民の皆さんからご意見をいただけるよう、WEBアンケートも併せて実施します。左記URL又はQRコードからご回答ください。

☎ https://logoform.jp/form/GR2d/6815

☎ 0739（26）9963

WEB アンケート QR コード

田辺市総合計画審議会委員を募集します

総合計画の策定に当たり、市民の立場から幅広いご意見をお寄せいただくため、審議会委員を募集します。

◇市内在住の満20歳（令和3年2月1日現在）以上の方で、国又は地方公共団体の議員及び職員ではなく、必要に応じて開催される審議会（平日昼間）に出席可能な方

定2名程度

■任期 委嘱の日から市長の諮問事項に係る調査審議が終了する日まで

■2月1日④～3月31日④「消印」に、所定の応募用紙に必要事項と応募する理由・動機（400字程度）を記入の上、下記へ直接お持ちいただくか、郵送・FAX又はEメールで提出してください。応募用紙は下記で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

■選考方法 選考委員会を設けて選考し、結果は文書でお知らせします。

※選考のため選考委員会への出席をお願いする場合があります。

■その他 選任されると、市の



非常勤特別職となります。また、審議会は平日の昼間に開催することになりますので、ご留意ください。

☎ 企画広報課 企画調整係
〒646-8545
新屋敷町1（本庁舎3階）
☎ 0739（26）9963
FAX 0739（22）5310
✉ kikaku@city.tanabe.lg.jp
http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/index.html

◇各行政局 総務課
☎ 15 ページ参照

田辺市地域活性化商品券の使用有効期限が迫っています（2月28日㊤まで）

問合せ 下記参照



田辺市地域活性化商品券の使用有効期限は、2月28日㊤までです。使用有効期限を過ぎると、商品券は使用することができなくなるのでご注意ください。



■商品券の取扱店

配布時にお渡しした取扱店一覧表をご覧ください。また、ホームページでも随時更新します。

http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/tiki_shouhinken.html



ホームページ QRコード

軽自動車等の手続はお早めに！



問合せ 税務課 庶務係 ☎ 0739-26-9919

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。譲渡や廃車、盗難等で車体が手元になくても登録が残っていると課税されますので、お早めに手続をお願いします。

【原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車の手続に必要なもの】

- ◇廃棄処分するとき、市外へ転出するとき、市外の方に譲るとき
標識、所有者の印鑑、標識交付証明書、窓口に来られる方の本人確認書類
- ◇市内の方に譲るとき
新旧所有者の印鑑、標識交付証明書、窓口に来られる方の本人確認書類
- ◇標識を破損したとき
標識、所有者の印鑑、標識交付証明書、窓口に来られる方の本人確認書類
- ◇盗難・紛失・解体等で標識や車体がないとき
所有者の印鑑、窓口に来られる方の本人確認書類、盗難の場合は警察での受理番号、紛失の場合は標識弁償金として2000円・解体の場合は解体証明書（標識がない場合は標識弁償金2000円も必要です。）
- その他

◇標識交付証明書はなくても可能です。

◇本人確認には運転免許証等をお持ちください。

◇所有者死亡の場合は、廃車又は名義変更の手続が必要です。

■手続先

- ◇軽自動車（四輪車・三輪車）
軽自動車検査協会和歌山事務所 ☎ 050（3816）1846
- ◇125ccを超える二輪車
近畿運輸局和歌山運輸支局 ☎ 050（5540）2065
- ◇原動機付自転車（125cc以下の二輪車）、ミニカー、小型特殊自動車（フォークリフト・トラクタ等）
税務課 庶務係 ☎ 0739（26）9919
- 各行政局 住民福祉課 ☎ 15 ページ参照

ー注意ください！

4月2日以降に廃車や譲渡をしても、その年度の軽自動車税（種別割）が課税され、月割りでの減額はありせん。

宝くじコミュニティ事業「大阪交響楽団 名曲セレクション 2021」を開催します

問合せ 文化振興課 文化振興係 ☎ 0739-26-9943



日時 2月14日㊤ 15時30分
場 紀南文化会館「大ホール」
◇指揮 矢澤 定明
◇管弦楽 大阪交響楽団
◇ピアノ（ラプソディ・イン・ブルー） 鈴木 謙一郎
◇ナビゲーター（シェヘラザード） 伊東 えり
◇プログラム
・ガーシュイン作曲 歌劇「ボーギーとベス」交響的絵画（ベネット編）、ラプソディ・イン・ブルー・コルサコフ作曲 シェヘラザード
料 2000円 全指定席（未就学児の入場はできません。）
■チケット発売所
紀南文化会館、文化振興課（市民総合センター3階）で販売します。
■託児所
本公演では託児所はありません。
■新型コロナウイルス対策
◇客席は満席時の半分の席数で開催します。
◇マスク着用の上、鑑賞をお願いします。
◇入場の際には検温をします。なお、検温時に37.5

【原動機付自転車及び二輪車の税率】
令和3年度は左表のとおりとなります。

車種	税率（年額）
原動機付自転車	総排気量が 50cc以下
	総排気量が 50cc超 90cc以下
	総排気量が 90cc超 125cc以下
	ミニカー
小型特殊自動車	農耕作業用
	その他のもの
二輪の軽自動車	総排気量が 125cc超 250cc以下
二輪の小型自動車	総排気量が 250ccを超えるもの



【三輪及び四輪以上の軽自動車の税率】
令和3年度は左表のとおりとなります。そのほか、令和2年4月1日～令和3年3月31日に新車登録された一定の環境性能を有する軽四輪車等については、その燃費性能に応じて軽自動車税（種別割）が軽減されます。

車種		税率（年額）		
		①平成27年3月31日以前に新車登録（旧）	②平成27年4月1日以後に新車登録（新）	③新車登録から13年経過（重課）※
軽自動車	三輪で総排気量が 660cc以下	3,100円	3,900円	4,600円
		乗用	5,500円	6,900円
	四輪以上で総排気量が 660cc以下	営業用	7,200円	10,800円
		自家用	3,000円	3,800円
		営業用	4,000円	5,000円
		自家用		6,000円

※③に該当するものは、平成20年3月31日以前に新車登録された車両です。中古車の場合は、購入された年月と新車登録年月とは異なりますのでご注意ください。（被けん引車、電気自動車等は除きます。）

度以上の発熱がある等の場合は、入場をご遠慮いただく場合があります。

◇体調のすぐれない方は来場をお控えください。

◇客席は空気の循環のため、寒くなる場合があります。上着などで寒さ対策をお願いします。

◇チケットの裏面に連絡先と氏名をご記入ください。

◇新型コロナウイルスの感染が拡大した場合、公演を中止する場合があります。

